

クレジットカード納税に関するQ & A

【クレジットカードによる納税について】

ページ

Q 1	クレジットカードで納税したいのですが、どの税金が納税できますか。	1
Q 2	クレジットカードで納税する場合、期限はありますか。	1
Q 3	金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所に行けば、クレジットカードで納税できますか。	1
Q 4	領収証書は発行されますか。	1
Q 5	クレジットカードで納税した場合、納税した日（領収日）はいつになりますか。	1
Q 6	クレジットカードでの納税を取消すことはできますか。	1
Q 7	納税手続完了後にクレジットカードの支払回数を変更することはできますか。	1
Q 8	システム利用料とは何ですか。	2
Q 9	クレジットカードで納税しましたが、自動車を抹消登録したため、自動車税が還付されました。システム利用料も返してもらえますか。	2
Q10	クレジットカードによる納税を行った場合、ポイントは付きますか。	2
Q11	口座振替で納税しています。クレジットカードによる納税に切り替えたいのですが、どうすればいいですか。	2
Q12	口座振替のように、一度手続を行えば、翌年度以降の手続は不要ですか。	2

【自動車税納税証明書について】

Q 1	自動車税納税証明書がすぐに必要なのですが、どうすればいいですか。	2
Q 2	自動車税納税証明書が必要なのですが、どうすればいいですか。	3
Q 3	自動車税納税証明書の発行に、日にちがかかるのはなぜですか。	3

【クレジットカードによる納税の手順について】

Q 1	クレジットカードで納税するために準備するものはありますか。	3
Q 2	納税回数は選べますか。	3
Q 3	家族名義の自動車税を私のクレジットカードで納税できますか。	3
Q 4	一度納税手続を行えば、次回以降の手続は不要ですか。	4
Q 5	クレジットカードによる引き落としはいつになりますか。	4
Q 6	納税手続完了メールはどのようなものですか。	4
Q 7	納税手続完了画面を印刷することは可能ですか。	4

【システムについて】

Q 1	セキュリティ面は大丈夫ですか。	4
-----	-----------------	---

【困ったときは】

Q 1	エラーメッセージが表示され、先に進むことができません。どうすればいいですか。	4
Q 2	納税手続完了メールが受信できません。再送してもらうことはできますか。	4
Q 3	納税手続完了メールが文字化けしています。正しく表示できますか。	5
Q 4	納税手続が完了しているか、確認する方法はありますか。	5
Q 5	自動車税納税通知書を紛失しました。納付番号（12桁）と確認番号（4桁）が不明です。どうすればいいですか。	5
Q 6	納付番号（12桁）と確認番号（4桁）を入力するだけなのに、正しく納税できますか。	5
Q 7	正常に処理が行えない場合はどうすればいいですか。	5
Q 8	お問い合わせ先はどこになりますか。	5

【クレジットカードによる納税について】

Q 1	クレジットカードで納税したいのですが、どの税金が納税できますか。
A 1	平成30年度の自動車税が対象です。 納期限が平成30年5月31日となっている自動車税納税通知書で納付番号（12桁）と確認番号（4桁）が記載されているものに限りです。 平成29年度以前の自動車税納税通知書や、自動車税納税通知書と記載のない納付書はご利用できません。
Q 2	クレジットカードで納税する場合、期限はありますか。
A 2	平成30年度の納期限は、平成30年5月31日です。 自動車税納税通知書に記載している納期限を過ぎると、クレジットカードによる納税はできません。 なお、納期限当日は、手續時間を考慮し、23時30分をもって受付を終了します。
Q 3	金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所に行けば、クレジットカードで納税できますか。
A 3	金融機関等の窓口やコンビニエンスストア、兵庫県下の県税事務所でクレジットカードを使って納税することはできません。 パソコン、スマートフォン、タブレット型端末等を利用して、インターネット上の専用サイト（納税サイト）から納税手續をしてください。
Q 4	領収証書は発行されますか。
A 4	領収証書は発行されません。 カード会社が発行する利用明細書などをご確認ください。 領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所でお納税してください。
Q 5	クレジットカードで納税した場合、納税した日（領収日）はいつになりますか。
A 5	クレジットカードによる納税は、地方自治法第231条の2第6項及び地方自治法施行令第157条の2に定める指定代理納付者による立替払いです。 納税した日については、納税者が納税手續を完了した日が納税した日になりますが、手續完了後すぐに納税した日が確定するのではなく、指定代理納付者が兵庫県へ立替払いを行った後に確定することになります。 納税手續中に日をまたいだ場合は、納税サイトに表示された発行可能日と実際の日付けにズレが生じる可能性がございますので、予めご了承ください。
Q 6	クレジットカードでの納税を取消すことはできますか。
A 6	納税手續が完了すると、取消しはできません。ご注意ください。
Q 7	納税手續完了後にクレジットカードの支払回数を変更することはできますか。
A 7	納税手續が完了すると、納税サイトでは支払回数の変更はできません。ご注意ください。

Q 8	システム利用料とは何ですか。
A 8	システム利用料は、兵庫県税（自動車税）を納めるために納税サイトをご利用いただく際に、納税1件（自動車税納税通知書1枚）ごとに必要となる利用料です。 なお、システム利用料は兵庫県の収入にはなりません。

Q 9	クレジットカードで納税しましたが、自動車を抹消登録したため、自動車税が還付されました。システム利用料も返してもらえますか。
A 9	納税手続完了後は、システム利用料は返金されません。

Q10	クレジットカードによる納税を行った場合、ポイントは付きますか。
A10	クレジットカードのポイントは付与されます。 ただし、ポイントの還元率は、各カード会社ごとに異なります。 詳しくは、ご利用のカード会社へ直接お問い合わせください。

Q11	口座振替で納税しています。クレジットカードによる納税に切り替えたいのですが、どうすればいいですか。
A11	口座振替をご利用いただいている方は、クレジットカードによる納税をご利用いただけません。 次年度以降クレジットカードによる納税を希望される場合は、口座振替停止の手続が必要です。 兵庫県下の管轄県税事務所 自動車税担当課へお問い合わせください。

Q12	口座振替のように、一度手続を行えば、翌年度以降の手続は不要ですか。
A12	納税サイトで納めていただく場合は、各年度ごとの自動車税納税通知書によりお手続をお願いします。 口座振替のように、一度の手続で継続的に引落しするものではありませんので、ご了承ください。

【自動車税納税証明書について】

Q 1	自動車税納税証明書がすぐに必要なのですが、どうすればいいですか。
A 1	クレジットカードによる納税ではなく、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所での納税をお願いします。 自動車税納税通知書には、「自動車税納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）」が付いています。 金融機関等の窓口やコンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所での納税すると、領収印が押印され、自動車税納税証明書が有効なものとなります。 ただし、滞納税額がある場合、上記の自動車税納税証明書はアスタリスク「*」で抹消されています。 この場合は、滞納分を含めた納税が必要となりますので、兵庫県下の県税事務所 収納管理担当課までお問い合わせください。

Q 2	自動車税納税証明書が必要なのですが、どうすればいいですか。
A 2	<p>自動車税納税証明書発行窓口における発行可能日以降であれば、窓口での発行が可能です。</p> <p>納税サイトの納税情報入力画面に表示される「自動車税納税証明書発行窓口における発行可能日」をご確認ください。</p> <p>発行可能日より前に自動車税納税証明書が必要な場合は、クレジットカードによる納税は行わず、自動車税納税通知書裏面に記載の金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所で納税してください。</p> <p>※自動車税の納税確認が電子化されたことにより、車検時における自動車税納税証明書の提示は省略できるようになっています。</p>

Q 3	自動車税納税証明書の発行に、日にちがかかるのはなぜですか。
A 3	<p>クレジットカードによる納税は、地方自治法第231条の2第6項及び地方自治法施行令第157条の2が適用されます。</p> <p>この規定によると、クレジットカードでの納税は、納税者が納税手続を完了した日が納税した日になりますが、この日が有効となり、自動車税納税証明書の発行等が可能となるのは、指定代理納付者が兵庫県に兵庫県税（自動車税）を入金した翌日以降となります。</p> <p>指定代理納付者が兵庫県に入金するのは、クレジットカードでの納税手続が行われた日から約3週間後となります。</p> <p>現行制度のうえでは、納税した日が有効になるまでは自動車税納税証明書の発行ができないため、自動車税納税証明書の発行に日にちがかかってしまいます。</p>

【クレジットカードによる納税の手順について】

Q 1	クレジットカードで納税するために準備するものはありますか。
A 1	<p>・自動車税納税通知書（平成30年度の自動車税で納期限が平成30年5月31日となっているもの） ただし、納付番号（12桁）と確認番号（4桁）の記載がある自動車税納税通知書に限ります。</p> <p>・以下のいずれかのロゴがあるクレジットカード JCB、VISA、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club</p>

Q 2	納税回数は選べますか。
A 2	<p>ご利用いただけるお支払方法は1回払い・分割払い（3回・5回・6回・10回・12回）・リボ払いです。</p> <p>※分割払い、リボ払いのお支払手数料は納税者負担となります。</p> <p>※ご利用いただけるお支払方法、お支払手数料は、各カード会社ごとに異なります。</p> <p>詳しくは、ご利用のカード会社へ直接お問い合わせください。</p> <p>※分割払い、リボ払いを選択された場合においても、システム利用料は1回払いとなります。予めご了承ください。</p>

Q 3	家族名義の自動車税を私のクレジットカードで納税できますか。
A 3	<p>カード名義人がお手続をすれば、家族名義の自動車税をクレジットカードで納税することは可能です。</p> <p>ただし、二重納付にならないよう、必ずご家族でご相談いただいた上でご利用ください。</p>

Q 4	一度納税手続を行えば、次回以降の手続は不要ですか。
A 4	兵庫県においては継続的なクレジットカードによる納税は行っていません。次年度以降もクレジットカードによる納税ご利用いただく場合は、次年度以降に兵庫県から送付する自動車税納税通知書に記載された納付番号（12桁）と確認番号（4桁）により納税の都度手続を行っていただく必要があります。

Q 5	クレジットカードによる引き落としはいつになりますか。
A 5	クレジットカードの利用代金の支払は、カード発行会社の会員規約に基づくお支払となります。カード会社により、支払日などが異なりますので、利用状況や支払予定日等についてはカード会社が発行する利用明細書でご確認いただくか、ご利用のクレジットカード会社にお問い合わせください。

Q 6	納税手続完了メールはどのようなものですか。
A 6	決済情報入力画面において、メールアドレスを入力することで、納税内容が記載されたメールが届きます。納税手続の確認等にご利用ください。迷惑メールブロック設定をされている場合は「@koukin.f-regi.com」のドメインを受信できるように設定してください。

Q 7	納税手続完了画面を印刷することは可能ですか。
A 7	ブラウザの印刷メニューからお使いのパソコンに接続されたプリンタの印刷ウィンドウに従い印刷してください。

【システムについて】

Q 1	セキュリティ面は大丈夫ですか。
A 1	納税サイトでご入力いただく情報は、SSL（Secure Sockets Layer）と呼ばれる暗号化技術によって保護されていますので安心してご利用ください。

【困ったときは】

Q 1	エラーメッセージが表示され、先に進むことができません。どうすればいいですか。
A 1	<ul style="list-style-type: none"> ・納付番号（12桁）、確認番号（4桁）を入力した後にエラーとなった場合、番号が正しく入力されているかご確認ください。 ・クレジットカード情報を入力した後にエラーとなった場合、カード裏面に記載のカード発行会社にお問い合わせください。 ・セッションエラーとなった場合、お手数ですが、トップページより再度ご操作ください。エラーの内容がご不明な場合は、エラーメッセージをご確認後、お問い合わせフォームにて株式会社エフレジまでお問い合わせください。

Q 2	納税手続完了メールが受信できません。再送してもらうことはできますか。
A 2	迷惑メールブロック設定を行っていませんか。「@koukin.f-regi.com」のドメインからのメール受信できるように設定のうえ、納税サイトのクレジット納税照会画面より再送手続を行ってください。

Q 3	納税手続完了メールが文字化けしています。正しく表示できますか。
A 3	異なる文字コードを選択している場合や一部のメールソフトで正しく表示されない場合があります。 文字コードの設定を変更していただき、再度表示されるかご確認ください。
Q 4	納税手続が完了しているか、確認する方法はありますか。
A 4	納税サイトのクレジット納税照会画面より確認していただくことが可能です。 確認したい税金を選択し、納税必要事項を入力のうち「納税情報を照会へ」ボタンをクリックしてください。 既にクレジット納税手続済みの場合は「クレジット納税手続が完了しております。」と表示されます。 納税手続完了メールを送信する場合は画面の案内に従って手続を行ってください。
Q 5	自動車税納税通知書を紛失しました。納付番号（12桁）と確認番号（4桁）が不明です。どうすればいいですか。
A 5	納税サイトにてクレジットカードによる納税をするためには、納付番号（12桁）と確認番号（4桁）が必要です。 納付番号（12桁）等の照会にはお答えできないため、紛失等された場合、今年度はクレジットカードによる納税手続はご利用いただけません。 納付書を発行しますので、兵庫県下の管轄県税事務所 自動車税担当課までご連絡ください。 なお、納付書では、クレジットカードによる納税はできませんので、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアまたは兵庫県下の県税事務所で納税してください。
Q 6	納付番号（12桁）と確認番号（4桁）を入力するだけなのに、正しく納税できますか。
A 6	入力していただいた納付番号（12桁）と確認番号（4桁）が正しくないと、先の画面に進むことができない仕組みとなっています。 また、最終の納税確認画面で納付番号（12桁）、確認番号（4桁）、納税金額等に間違いがないかご確認ください。
Q 7	正常に処理が行えない場合はどうすればいいですか。
A 7	ブラウザの設定、環境により正常に処理が行えない可能性があります。 大変お手数をお掛けいたしますが、別ブラウザ（IE/Chromeなど）、別の操作環境（パソコン、スマートフォン、タブレット型端末等）にてお試しください。
Q 8	お問い合わせ先はどこになりますか。
A 8	納税サイトのお問い合わせ先をご覧ください。